

沖医発第1097号
平成22年 2月 9日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 宮城信雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、沖縄県文化環境部長より、標記の件について別添のとおり通知がありましたのでご連絡致します。

本件は、産業廃棄物の運搬または処分の委託について、以下の留意点に基づき適正に行っていただきたいとする協力の依頼となっております。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、本件についてご了知いただき、貴管下会員への周知方についてご高配下さいますようお願い致します。

なお、以下の留意事項を記した「産業廃棄物処理委託の手引き（排出事業者用）」につきましては、沖縄県文化環境部環境整備課のホームページにて掲載しておりますことを申し添えます。

記

1. 産業廃棄物の運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託すること。
2. 委託契約は、法で定められた事項を記載した書面により行うこと。
3. 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に、受託者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付すること。
4. マニフェスト交付者は、当該運搬又は処分が終了したことをマニフェスト写しの送付により確認し、かつ、これを5年間保存すること。
5. 前年度に交付したマニフェストの状況を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」として取りまとめ、毎年6月30日までに報告すること。

沖縄県文化環境部環境整備課

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=71&id=12246&page=1>

沖縄県医師会業務課：平良亮
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
taira916@okinawa.med.or.jp



2798

文整第1009号
平成22年1月29日

(社)沖縄県医師会長 殿

沖縄県文化環境部長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守について

廃棄物行政の推進についてご協力いただき感謝申し上げます。

さて、事業活動に伴って生ずる産業廃棄物の運搬又は処分については、その排出事業者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、委託等を行い、適正に処理する必要があります。

しかしながら、一部の排出事業者が、法を遵守せずに、運搬又は処分の委託を行った結果、不法投棄などの不適正処理事案が発生しております。

つきましては、貴会員に対し、下記に留意のうえ、産業廃棄物の運搬又は処分の委託を適正に行うよう周知をお願いします。

また、沖縄県環境整備課のホームページにも排出事業者向けのパンフレット等を掲載しておりますので、ご活用下さい。

記

- 1 産業廃棄物の運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託すること。
 - 2 委託契約は、法で定められた事項を記載した書面により行うこと。
 - 3 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に、受託者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付すること。
 - 4 マニフェスト交付者は、当該運搬又は処分が終了したことをマニフェスト写しの送付により確認し、かつ、これを5年間保存すること。
 - 5 前年度に交付したマニフェストの状況を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」として取りまとめ、毎年6月30日までに報告すること。
(平成21年度分の報告書は、平成22年6月30日までに各保健所へ提出すること。)

(参考)

- 1 排出事業者向け環境整備課ホームページのアドレス
<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=71&id=18974&page=1>

2 お問い合わせ先 環境整備課産業廃棄物班(電話番号: 098-866-2231)	
日付	年月日

産業廃棄物処理委託チェックシート

廃棄物の処理は、自分の事業所から廃棄物がなくなれば終わりではありません。最後まで適正処理されたことを確認して、はじめて廃棄事業者責任が履行されたことになります。
もう一度、廃棄物の適正処理について確認しましょう。

チェックリストのうち、一つでも「×」があった場合、排出事業者として法律上の義務に違反している可能性があります。必ず下記をチェックしてください。

産業廃棄物の処理委託契約

- 収集運搬及び処分の委託先は、許可業者ですか。
- 収集運搬業者と処分業者それぞれと、書面で委託契約書を交わしていますか。
- 処理業者の許可内容を確認し、委託する廃棄物を処理できる許可を持っているか確認していますか。
- 中間処理業者の処理施設及び処理能力を確認していますか。
- 中間処理業者だけでなく、中間処理業者の先の最終処分業者についても把握していますか。
- 適正な委託料金かどうか確認していますか。極端に安くありませんか。(不当に安い金額で処理を強要してはいませんか。)
- 委託契約書に、下記の内容は記載、添付されていますか。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 委託する産業廃棄物の種類及び数量 | <input type="checkbox"/> 委託者が受託者に支払う料金 |
| <input type="checkbox"/> 運搬先所在地、処分先所在地、処分方法、施設の処理能力 | <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理業許可に係る事業の範囲 |
| <input type="checkbox"/> 最終処分場所在地、最終処分方法、施設の処理能力 | <input type="checkbox"/> 委託業務終了時の受託者からの報告 |
| <input type="checkbox"/> 委託契約の有効期限 | <input type="checkbox"/> 委託契約解除の場合の未処理廃棄物の取り扱い |
| | <input type="checkbox"/> 許可証写しの添付 |

マニフェストの発行

- 処理業者へ産業廃棄物を引き渡す際に、同時にマニフェストを発行(交付)していますか。
- マニフェストは定められた様式を使用していますか。

マニフェストの確認(処理終了時)

- 交付したマニフェストが定められた期限までに返送されていますか。
- 返送されたマニフェストに、処理業者側の記入が全てなされていますか。また記載内容や日付に不審なところはありませんか。
- 返送されたマニフェストに記載された最終処分の場所は、処分業者との委託契約書に記載された場所となっていますか。

書類の管理・保管等

- 契約書は契約終了の日から5年間保管していますか。
- マニフェストは管理票の写しの送付を受けた日から5年間保管していますか。
- 産業廃棄物処理の帳簿を作成し、経過がわかるよう適正に記載していますか。また5年間保存していますか。

編集・発行

沖縄県文化環境部環境整備課

<http://www.pref.okinawa.jp/kankyoseibi/welcome.htm>



古紙配合率100%
白色度70%の再生紙を使用しています。

事業者の皆様へ 産業廃棄物処理委託の手引き

事務所、工場、施設、店舗などの事業者の皆様。事業活動に伴って廃棄物が出るならその処理責任が法律で義務付けられています。「排出事業者責任」このパンフレットでは、その基本的な考え方や委託の際知っておくべき事項を掲載しています。



○沖縄県

廃棄物処理の委託で必要な4つのこと

1. 事業活動に伴う廃棄物の処理責任は、最後まであなたにあります。
-産業廃棄物の排出事業者責任-

事務所、工場、施設、店舗などからは、その事業活動に伴って様々な廃棄物が出来ます。こうした廃棄物を出す事業者(排出事業者)は、製造から廃棄までを念頭に置いた製品開発に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、自らの責任で処理しなければいけません。委託した場合でも、排出事業者には処理が終了するまで責任があります。不法投棄や不適正処理が処理業者によって行われる環境に支障が出ているのに、その処理業者に撤去する力がない場合は、排出事業者に支障の除去等の措置を執らせる場合もあります。処理内容と比べ安すぎる額の委託はしないようにしましょう。

2. 処理委託は許可業者(県知事許可)へ。契約には、許可証を必ず確認下さい。

排出事業者は、自ら廃棄物を処理する代わりに、産業廃棄物処理業の許可（県知事許可）を持つ処理業者に委託することができます。（無許可業者へ委託すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又は、この併科が排出事業者に科せられます。）契約の際には許可証を提示させ、必ず書面で契約して下さい。

3. 処理業者の許可や処理と、契約内容が合っているか必ずチェックしましょう。

排出事業者の中には、収集運搬業の許可業者に処理の全てを依頼しようとする方もいますが、収集運搬業の許可しか持っていない処理業者に全ての処理の委託はできません。許可は、処理の工程ごとに、収集運搬、中間処理(燃やしたり破碎等をする処理)、最終処分(最終処分場への埋め立て)の3つにわかっています。1つの工程の許可だけでは、他の工程はできません。また、許可業者によって扱える廃棄物の品目も違います。必ず処理業者が必要な工程の許可を持っているか、委託したい品目の廃棄物が扱えるか、許可証で確認して下さい。(処理に必要な工程や品目の許可を持っていない業者への委託は、無許可業者への委託として処罰されます。)

4. マニフェスト(産業廃棄物管理票)は、毎回業者に交付しましょう。

排出事業者には、自分が出した廃棄物の処理状況を常に把握する義務があります。そのため処理業者に廃棄物を渡すそのつど、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付しなければなりません。（1回きりの排出でも、交付義務があります。）マニフェストは工程ごとに許可業者間でも交わされ、最後に委託した方へ戻しが戻る仕組みになっています。

排出事業者の行為		罰則
無許可業者への委託		5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
委託基準違反	委託基準(注1)に違反した場合	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科
マニフェスト不交付	マニフェストを交付しない場合	6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金
マニフェスト未記載	マニフェストに必要事項を記載しない場合	6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金
マニフェスト虚偽記載	マニフェストに虚偽の記載をした場合	6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金
マニフェスト保存義務違反	マニフェストの写しの保存義務に違反した場合	6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金

※委託業者が不適正処理を行なった場合は、排出事業者も委託業者とともに原状復帰など措置命令(注2)の対象となります。

(注1)委託基準：排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに満たさなければならない基準。「書面で委託契約を結ばなければならぬ、委託する業者は許可を受けた業者であること」など。

(注2)措置命令：生活環境を保全するうえで支障を生じた場合、またはその恐れがある場合に支障の除去等(原状回復など)の措置を命じること。排出事業者は、収集運搬業者や区分所有者から送られてくるマニフェストで産業廃棄物が適正に処理されているか確認する義務があります。誰も義務違反の場合、排出事業者は措置命令の対象となります。

廃棄物の種類

「廃棄物」とは、不要となった物で、かつ、その物が他人に対し有償で売却することができなくなったものをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律[略称:廃棄物処理法]等の関係法令によって、その保管、運搬、処分の方法に関する規制が定められています。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに大きく区分されます。

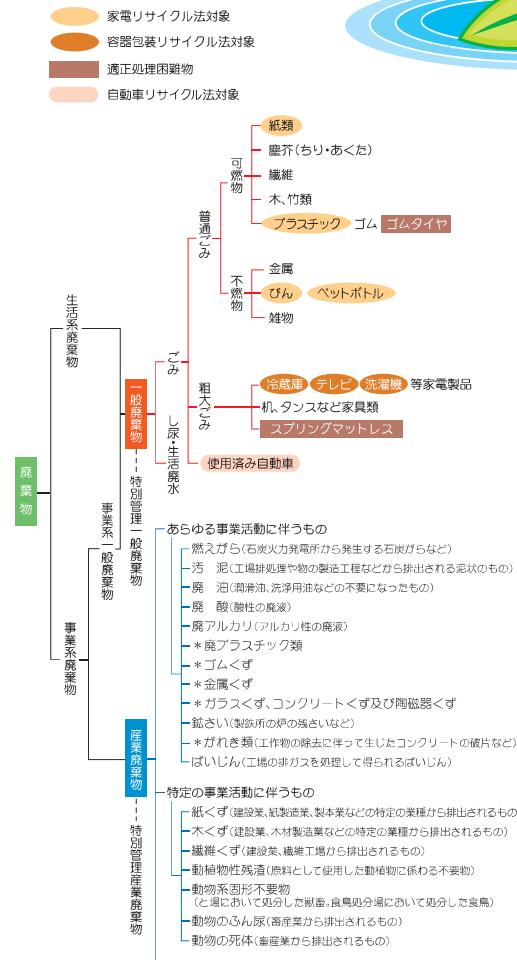
○「産業廃棄物」は、廃棄物処理法で定められている事業活動に伴って排出される廃棄物をいい、その処理責任は排出事業者にあります。

○「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」といい、その処理は市町村が担います。(事業系の一般廃棄物については、事業者にも処理責任があります。)



特別管理産業廃棄物

産業廃棄物の中には特別管理産業廃棄物に指定されているものがあります。これは人の健康、または生活環境にかかわる被害を生じるおそれがあることから厳しく管理され、処理方法なども定められています。この中には病院や医療から出る感染のおそれのある廃棄物も含まれています。



引火性廃油	揮発性廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類(引火点が70℃未満の廃油)	
腐食性廃酸	水素イオン濃度(pH)2.0以下の硫酸	
腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度(pH)12.5以上の苛性アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの感染性廃棄物を含む又はそれのある産業廃棄物	
廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物	廃PCB及びPCBを含む廃液、紙づのうのうちPCBが塗布され、もしくは浸み込んだもの、木、土、木質もしくは繊維づのうのうちPCBが染み込んだもの又は廃ラテックス糊等にしらす金屬、すのうのうちPCBが付着し、もしくは封じられたもの、廃PCB汚染物を分別するために処理したもの	
廃石綿等	建築物から除出した飛散物の吹き付いた石棉等を含む有機材料及びその除去工事から排出されるラミナスパクト等のふわふわの状態にしてあるそれがそのままの大気汚染防護法の適用範囲に該当する施設及び有する事業場の集団に施設で集められた飛散物の石棉など	
特定有害廃棄物	指定下水汚泥 鉱さいばいじん 燃え殻 廃汚泥 廃酸 廃アルカリ	政令で定める施設などから発生し、カドミウム、シアノ、有機懐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、PCT、トリクロロエチレン、テトロクロロエチレン、ジクロロコタノン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタノン、1-1-ジクロロエタン、シス-1-2-ジクロロエタノン、1-1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロブレン、チャラム、シマジン、チオエカルバ、ベンゼン、マレイン酸の有害物質を含有しており、その溶出濃度又は成分試験の数値により定め基準を越えるもの。 ダイオキシン類や特種別基準法に基づく農業用殺虫剤からの持続されるばいじん、燃え殻、排水ガス洗浄器洗泥及びこれらのはいじん等や汚泥を分別するために設置したのでダイオキシン類の含有量について環境省令で定める基準に適合しないもの。
(右記のものを含む もののみ)		

委託契約の締結

－処理を委託するには、まず委託契約を－

産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者は収集運搬業者(焼却等の中間処理、再生、埋立)の2者とそれぞれ個別に、書面で委託契約を結ばなければなりません。(口頭契約は禁止されています)

処理業者の選定

- 処理業者の許可内容を確認
(許可證原本の提示を求める、保健所等に確認する)
- 処理施設の能力等の確認
(委託先の業者等が適正に処理する能力があるかどうか、どのような処理がなされているか等を実地に調査することで確認することが望ましいです)
- 収集運搬の場合は、積込み地と積下ろし地における許可の有無について確認が必要です。

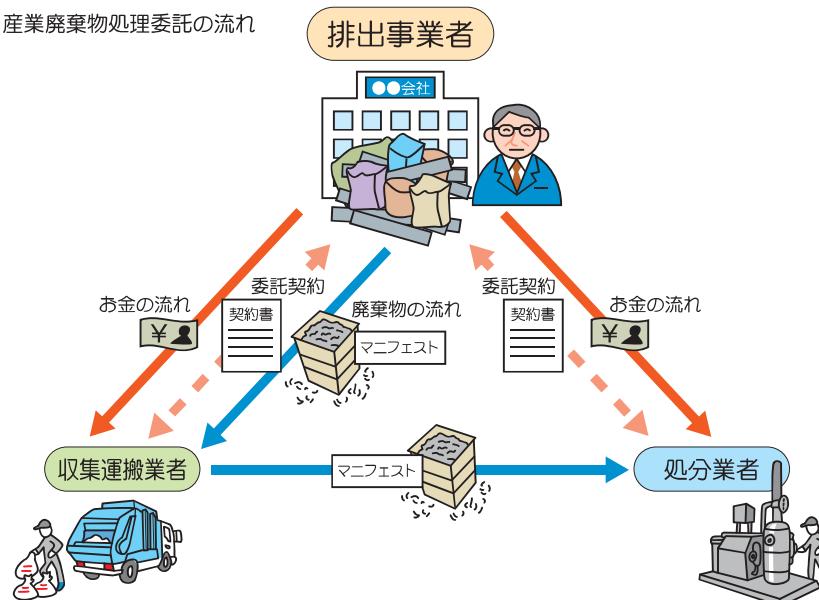
委託契約の締結

- 書面による契約(口頭契約は禁止されています)
- 二社契約の原則(収集運搬、処分それぞれの処理業者と契約)

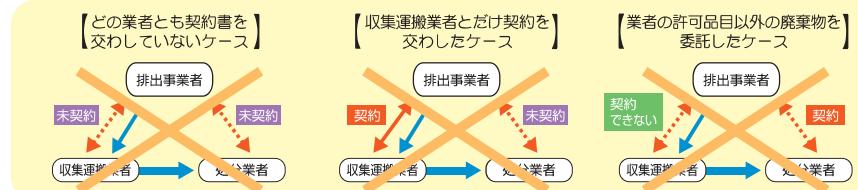
契約の際には許可証の内容確認を。



■産業廃棄物処理委託の流れ



■処理委託契約の違反事例



産業廃棄物業者処理業者の許可の種類

産業廃棄物処理業者の許可是、工程ごとに下記の通り分かれています。

1. 収集運搬



2. 中間処理

中間処理は、廃棄物を減量化(減容化)、再資源化(リサイクル)を行う工程です。焼却施設、破碎施設、発泡スチロールの粉碎・圧縮施設、廃酸・廃アルカリの中和施設、汚泥の脱水施設、油の再生施設などがあります。



3. 最終処分

最終処分場には、安定型最終処分場、汚水浸出を防ぐ遮水シートなどで保護された「管理型最終処分場」、コンクリートで保護され外部から完全に遮断された「遮断型最終処分場」があります。



マニフェスト制度

－排出事業者はマニフェストを交付しなければなりません－

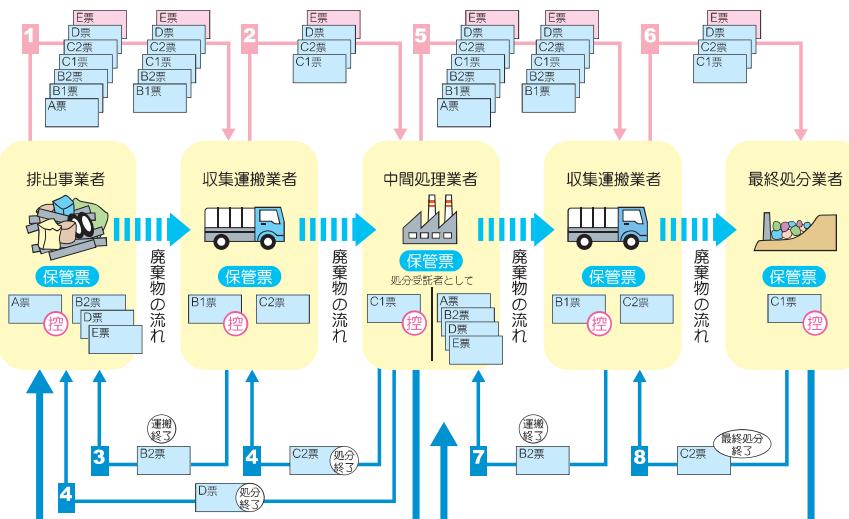
排出事業者から委託業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡します。排出事業者は、それぞれの処理終了後に、各委託業者から処理終了のマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたかが確認できます。

1 排出事業者がマニフェストに必要事項を記入します。産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すとき、A～E票も渡して記載事項をお互いに確認します。運搬担当者から署名、捺印をもらい、A票は控えとして保管します。

2 収集運搬業者は、産業廃棄物を中間処理業者に引き渡すとき、B 1～E 票も渡し、処理担当者から署名、捺印をもらいます。B 1 票と B 2 票を受取り、B 1 票は控えとして保管します。

5 ここからは中間処理業者が新たに排出事業者となってマニフェストを交付します。

6 収集運搬業者は、産業廃棄物を最終処分業者に引き渡すとき、B 1～E 票も渡し、処分担当者から署名、捺印をもらいます。B 1 票と B 2 票を受取り、B 1 票を控えとして保管します。



3 収集運搬業者は運搬終了後10日以内に署名、捺印されたB 2 票を排出業者に返送しなければなりません。

4 中間処理業者は処理終了後10日以内にD票を排出業者に、C 2 票を収集運搬業者に返送しなければなりません。

7 収集運搬業者は運搬終了後10日以内に署名、捺印されたB 2 票を排出業者に返送しなければなりません。

8 最終処分業者は処分終了後10日以内に最終処分終了の記載(最終処分の場所の所在地及び最終処分年月日を記載)したD票とE票を排出業者に、C 2 票を収集運搬業者に返送しなければなりません。

9 中間処理業者は最終処分終了の記載されたE票を受取った場合、排出事業者が交付したE票に、最終処分終了の記載を転記して10日以内に排出事業者に返送しなければなりません。

マニフェストの保存義務、確認義務

－マニフェストの5年間保存、返送の確認は、排出事業者の業務です－

●マニフェストの保存義務

排出事業者はA票、B 2 票、D票、E票を5年間保存する義務があります。収集運搬業者、処分業者も同様です。

●マニフェストの確認義務

排出事業者は、受託業者からB 2 票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、委託契約書どおり処理が行われたか確認しなければなりません。

マニフェスト交付日から90日以内にB 2 票、D票が、180日以内にE票が返送されない場合は、受託した産業廃棄物の状況を把握し、適切な措置を講じるとともに都道府県知事等に報告する義務があります。

廃棄物処理Q&A

Q1. 産業廃棄物の処理業者はどうやって探すのですか？

①最寄りの保健所もしくは県環境整備課へ問い合わせて下さい。

機 関 名	所 在 地 ・ TEL ・ FAX
環 境 整 備 課	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 TEL 098-866-2231 FAX 098-866-2235
北 部 保 健 所 生 活 環 境 班	〒905-0017 名護市大中2-13-1 TEL 0980-52-2636 FAX 0980-53-2505
中 部 保 健 所 環 境 保 全 班	〒904-2153 沖縄市美里1688-1 TEL 098-938-9787 FAX 098-938-9779
中 央 保 健 所 環 境 保 全 班	〒902-0076 那覇市与儀1-3-21 TEL 098-836-1340 FAX 098-835-1014
南 部 保 健 所 生 活 環 境 班	〒889-6799 南風原町宮平212 TEL 098-889-6799 FAX 098-888-1348
宮 古 保 健 所 生 活 環 境 班	〒906-0007 宮古島市平良字東仲根476 TEL 0980-72-3501 FAX 0980-72-8446
八 重 山 保 健 所 生 活 環 境 班	〒907-0002 石垣市字真栄里438 TEL 0980-82-3240 FAX 0980-83-0474

②社団法人 沖縄県産業廃棄物協会に問い合わせて下さい。

TEL 098-890-4360/FAX 098-890-4361

Q2. 廃棄物処理のルールを守らずに処理を委託し、委託業者が不法投棄等を行った場合、排出事業者はどのような罰則を受けるのですか？

不法投棄をおこなった行為者のみならず、排出事業者も原状回復の措置命令の対象となるとともに、違反の内容によっては、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科などの罰則が適用されます。さらに法人等に対しても罰金が適用される場合もあります。

Q3. 委託契約書の様式は入手できますか？

社団法人 全国産業廃棄物連合会が標準的な委託契約書様式を作成しホームページで提供していますので、ご活用下さい。
<http://www.zensanpaisen.or.jp/>

Q4. マニフェストはどこで入手できますか？

産業廃棄物協会で取り扱っています。購入方法は産業廃棄物協会にお問い合わせ下さい。

社団法人 沖縄県産業廃棄物協会

TEL 098-890-4360/FAX 098-890-4361 〒901-2226 沖縄県宜野湾市嘉数4丁目20番10号

Q5. マニフェストは誰が交付するのですか？

マニフェストは、産業廃棄物を排出した事業者が、そのつど、産業廃棄物の種類毎に必要な事項を記載して委託先に交付しています。

(契約書とマニフェストは、両方ないといけません。一回の処理委託でも契約書とマニフェスト両方が必要です。)

Q6. リサイクルする場合はマニフェストを使用しなくてもいいですか？

たとえリサイクルされるものであっても、産業廃棄物には変わりありませんので、マニフェストを使用する必要があります。処理の過程で有価物の回収を行う場合には、マニフェストの「有価物回収予定数量」の記入欄に、回収される予定数量を記入することになります。